

第52期（令和2年度）熊本地方最低賃金審議会
熊本県最低賃金専門部会（第4回）議事要旨

1 日時 令和2年8月4日（火） 14時00分～16時00分

2 場所 熊本地方合同庁舎B棟2階大会議室

3 出席者

（公益代表委員）出席3名（定数3名）

（労働者代表委員）出席3名（定数3名）

（使用者代表委員）出席3名（定数3名）

【事務局】

（熊本労働局）出席5名

4 議題

（1）金額審議について

（2）その他

5 議事要旨

（1）事務局より、他県の最低賃金にかかる審議状況についての説明が行われた。

（2）労使の個別協議、公使協議、公労協議が行われた。

（3）労使双方より、新たな金額提示が行われた。

【使用者側金額提示】

- ・ 熊本は新型コロナウイルスに加え、令和2年7月豪雨の被害、以前から続く熊本地震の影響といういわゆる「三重苦」の状態であり、他県に比べてもさらに厳しい状況。
- ・ 令和2年7月豪雨の復旧作業は、熊本地震の時と異なり、新型コロナにより県外からの人が入れないため非常に遅れている。
- ・ 本来ならば最低賃金の引下げを求めたいところだが、それが現実的に困難であることは理解している。
- ・ 引上げ額0円を提示、今年度は地域別最低賃金の引上げ凍結を求める。

【労働者側金額提示】

- ・ 今春の賃上げ状況を示す指標として、集団的労使関係のないところを含めた指標である経団連の指標「1.72%」をもとに、熊本県最低賃金へあてはめた「引上げ額14円」ということも検討したところ。
- ・ しかしながら、熊本の大変厳しい状況をさらに考慮し、「2020年までに時間給800円を目指す」とした雇用戦略対話を踏まえ、熊本県最低賃金も800円までは持っていきたい。

- ・ 熊本からの人材流出を抑えるため、熊本で働くことに魅力を作っていく必要がある。
 - ・ 影響率の観点でも、800円までであれば比較的小さい水準に収まる。
 - ・ これまでの提示金額(24円)を変更し、改めて引上げ額10円を提示。
- (4) 新たな金額提示後、質疑応答が行われたが労使双方の隔たりは解消せず、結審には至らなかった。
- (5) 公益委員より、以下の所感が述べられ、労使双方に対して次回の専門部会までの再検討を促した。
- 【公益委員所感】
- ・ 今年は新型コロナウイルス禍という、経験したことのない未曾有の事態にある。熊本の場合はそれに豪雨災害という要素も加わっているという非常に困難な状況下での最低賃金審議となっている。
 - ・ 細かな点にも目配りをする必要がある一方で、中長期的な視点も加味したうえで、今年の熊本県最低賃金としてふさわしいところはどの水準かという議論を展開していきたいと思っている。
 - ・ 地域間格差の問題についてどうしていくかという議論もさらに深めていきたい。
- (6) 事務局より、今後の審議日程を説明した。
- ・ 8月5日(水)9時30分から第5回地域別専門部会を開催予定。
 - ・ 同日午後に運営小委員会を13時30分から、本審を14時から開催予定。